

従業員のメンタルヘルス疾患・過労死等に伴う企業リスクを把握する

～過労死等防止対策推進法成立を踏まえて～

昨今、従業員の方々の過労死や業務起因性が認められる精神疾患が増加しており、社会問題にもなっています。このような中、過労死等の防止のための対策を推進すべく過労死等防止対策推進法が成立し、平成 26 年 11 月 1 日より施行されました。本講習会では、過労死等防止対策推進法の概要をお伝えするとともに、企業の担当者が知っておくべき労災認定や、従業員の方々の過労死に伴う企業のみならず役員の方々が負うリスクに解説していきます。特に、昨今急激に増加しているメンタルヘルス疾患の労災認定について詳しく検討していきます。

日時	平成 27 年 2 月 26 日(木)13:30～16:00 開場・受付開始 13:00
場所	渋谷区立商工会館 2 階大研修室(裏面地図参照)
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 過労死等防止対策推進法の概要について <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような内容を規定しているのか、その概要について解説します。 ◆ 脳疾患及び心疾患等に関する労災認定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災認定の考え方やポイントがどこにあるのか、解説していきます。 ◆ 心理的負荷による精神障害の労災認定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社におけるどのような業務命令等が問題となるのか等について、労災認定における例を利用して解説していきます。 ・ どの程度の長時間労働が労災認定において問題なのでしょう？ ・ 配置転換や転勤でもメンタルヘルス疾患の労災認定になる可能性は？ ・ 顧客や取引先からのクレームを受けた場合は？ ・ セクハラやパワハラはどのような場合に問題なのか？ ◆ 従業員の過労死等に伴う企業及び役員が負う責任について <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の過労死等に伴って企業のみならず役員まで損害賠償責任を負う可能性があるのか？等について裁判例を踏まえて検討していきます。
講師	AVANCE LEGAL GROUP LPC 代表弁護士 片山雅也氏
受講料	会員 3,000 円 会員以外 5,000 円 (資料代、税込み)
定員	100 名
申込方法	<p>① 申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。</p> <p>② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 2 月 19 日まで 2 週間ない場合は 2 月 19 日(木)まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店 ・ 口座番号 普通預金 0397963 ・ 口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・ 名義人住所 東京都港区芝 4-4-5 <p>なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0226 ○○カイヤ等)</p> </div> <p>③ 受講の取消：2 月 19 日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。</p> <p>④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。</p>
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、大田労働基準協会、品川労働基準協会、渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。